

令和6年第1回
対馬市議会定例会議案



対馬市

目 次

承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度対馬市一般会計補正予算 （第 7 号））	5
議案第 2 号	令和 5 年度対馬市一般会計補正予算（第 8 号）	別冊
議案第 3 号	令和 5 年度対馬市診療所特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 4 号	令和 5 年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 5 号	令和 5 年度対馬市集落排水処理施設特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 6 号	令和 5 年度対馬市水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 7 号	令和 6 年度対馬市一般会計予算	別冊
議案第 8 号	令和 6 年度対馬市診療所特別会計予算	別冊
議案第 9 号	令和 6 年度対馬市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 10 号	令和 6 年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 11 号	令和 6 年度対馬市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 12 号	令和 6 年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算	別冊
議案第 13 号	令和 6 年度対馬市水道事業会計予算	別冊
議案第 14 号	令和 6 年度対馬市漁業集落排水事業会計予算	別冊
議案第 15 号	対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び対馬市職員の 育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第 16 号	対馬市監査委員条例の一部を改正する条例	11
議案第 17 号	対馬市手数料条例の一部を改正する条例	13
議案第 18 号	対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例	15
議案第 19 号	対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育 て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	17
議案第 20 号	対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例	19
議案第 21 号	対馬市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例	21
議案第 22 号	対馬市介護保険条例の一部を改正する条例	23
議案第 23 号	対馬市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護 支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	27

議案第 2 4 号	対馬市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例 -----	3 5
議案第 2 5 号	対馬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等 を定める条例の一部を改正する条例 -----	4 3
議案第 2 6 号	対馬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方 法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 -----	7 3
議案第 2 7 号	対馬市漁港管理条例の一部を改正する条例 -----	8 9
議案第 2 8 号	対馬市国際ターミナル条例の一部を改正する条例 -----	9 1
議案第 2 9 号	対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 -----	9 3
議案第 3 0 号	対馬市立博物館条例の一部を改正する条例 -----	9 9
議案第 3 1 号	対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例 -----	1 0 1
議案第 3 2 号	対馬市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例 -----	1 0 3
議案第 3 3 号	財産の取得について -----	1 0 9
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について -----	1 1 1
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について -----	1 1 3

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 3 月 7 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

令和 5 年度対馬市一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 15 号

対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年対馬市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 13 条中「6 カ月」を「6 か月」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(給料職員の勤勉手当)

第 13 条の 2 給与条例第 30 条の規定は、任期が 6 か月以上の給料職員について準用する。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項において準用する給与条例第 30 条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第 17 条第 2 項中「定める報酬職員」の次に「（以下「月額報酬職員」という。）」を加える。

第 18 条第 4 項中「1 カ月」を「1 か月」に改める。

第 22 条第 1 項中「6 カ月以上の月額で基本報酬を定める報酬職員（1 週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）」を「6 か月以上の月額報酬職員」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「6 カ月」を「6 か月」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(報酬職員の勤勉手当)

第 22 条の 2 給与条例第 30 条の規定は、任期が 6 か月以上の月額報酬職員について準用する。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項において準用する給与条例

第30条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第23条第3項及び第25条第1項中「月額で基本報酬を定める報酬職員」を「月額報酬職員」に改める。

第28条を次のように改める。

(報酬職員の通勤に係る費用弁償)

第28条 報酬職員が勤務のためその者の住居と勤務公署との間を往復するときは、その通勤に係る費用弁償を支給する。

2 費用弁償の額は、給与条例の適用を受ける職員に支給される通勤手当の額との権衡を考慮して、規則で定める。

別表第1に次のように加える。

6級	1号給から85号給まで	左欄の号給に対応する行政職給料表6級の欄の号給に掲げる給料月額
----	-------------	---------------------------------

別表第1備考中「事務補助、保育補助、一般事務、医療事務、島おこし協働隊員、看護助手、消費生活相談員、母子父子自立支援相談員、就労支援員、就労準備支援員、家計改善支援員、相談支援員、家庭児童相談員、JETプログラム参加者、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、教育相談員・介助員、学習支援員、学校図書館支援員、図書館司書、学芸員及び介護認定調査員」を「別表第2及び別表第3に適用する職種並びに対馬市技能労務会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年対馬市規則第22号）第2条に規定する職種以外の職種」に改める。

別表第4の(1)の表に次のように加える。

6級	館長の職務
----	-------

(対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 対馬市職員の育児休業等に関する条例（平成20年対馬市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「職員(」の次に「地方公務員法（昭和25年法律第26

1号) 第22条の2第1項に規定する」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月7日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 16 号

対馬市監査委員条例の一部を改正する条例

対馬市監査委員条例（平成 16 年対馬市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 17 号

対馬市手数料条例の一部を改正する条例

対馬市手数料条例（平成 16 年対馬市条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「

1, 180, 000 円
1, 410, 000 円
1, 590, 000 円
1, 950, 000 円
2, 270, 000 円
4, 550, 000 円
5, 820, 000 円
7, 070, 000 円

を

「

1, 450, 000 円
1, 720, 000 円
1, 920, 000 円
2, 360, 000 円
2, 740, 000 円
5, 640, 000 円
7, 240, 000 円
8, 790, 000 円

に

」

」

改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 18 号

対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例

対馬市へき地保育所条例（平成 27 年対馬市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表西へき地保育所の項及び一重へき地保育所の項を削る。

第 3 条中「第 10 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 19 号

対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年対馬市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的記録、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第35条第2項中「子どもの数」を「子ども」に改める。

第36条第2項中「子どもの数」を「子ども」に改め、同条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年3月7日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 20 号

対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例

対馬市児童厚生施設条例（平成 16 年対馬市条例第 121 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表豆殿児童遊園の項及び一重児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 2 1 号

対馬市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

対馬市デイサービスセンター条例（平成 1 6 年対馬市条例第 1 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。」を削る。

第 2 条の表デイサービスセンター合歓の木園の項を削る。

第 4 条の見出し中「利用者の定数」を「利用定員」に改め、同条及び同条の表中「定数」を「定員」に改め、同表デイサービスセンター合歓の木園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 22 号

対馬市介護保険条例の一部を改正する条例

対馬市介護保険条例（平成 16 年対馬市条例第 138 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同項第 1 号中「38, 400 円」を「35, 490 円」に改め、同項第 2 号中「57, 600 円」を「53, 430 円」に改め、同項第 3 号中「57, 600 円」を「53, 820 円」に改め、同項第 4 号中「67, 200 円」を「68, 250 円」に改め、同項第 5 号中「76, 800 円」を「78, 000 円」に改め、同項第 6 号中「86, 400 円」を「87, 750 円」に改め、同号イ中「第 8 号イ又は第 9 号イ」を「第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イ」に改め、同項第 7 号中「96, 000 円」を「97, 500 円」に改め、同号イ中「次号イ又は第 9 号イ」を「次号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イ」に改め、同項第 8 号中「105, 600 円」を「107, 250 円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イ」を加え、同項第 9 号中「115, 200 円」を「117, 000 円」に改め、同号ア中「500 万円」を「420 万円」に改め、同号イ中「(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。))」の次に「、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イ」を加え、同項第 10 号中「130, 560 円」を「187, 200 円」に改め、同号を同項第 14 号とし、同項第 9 号の次に次の 4 号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 132, 600 円

ア 合計所得金額が 520 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態とな

るもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 148, 200円

ア 合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、又は第13号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 163, 800円

ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 179, 400円

ア 合計所得金額が820万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「23,040円」を「22,230円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「23,040円」を「22,230円」に、「38,400円」を「37,830円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「23,040円」を「22,230円」に、「53,760円」を「53,430円」に改める。

第6条第3項中「又は第9号口」を「、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口」に、「から第9号」を「から第13号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の対馬市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和6年3月7日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 23 号

対馬市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

対馬市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年対馬市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準（第32条）」を

「第6章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準（第32条）

第7章 雑則（第33条）

」

に改める。

第3条第4項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者で

ある指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第30号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第5条第3項第2号中「同一の敷地内にある」を削る。

第6条第2項中「利用申込者」を「利用者」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、CD-R OMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的記録、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

)に係る記録媒体をいう。)」に改め、同項を同条第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第15条第9号中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

)」を加え、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イを次のように改める。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15条第30号を同条第31号とし、同条第29号中「法第115条の23第3項の規定に基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同号を同条第30号とし、同条中第21号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下こ

の号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い

、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第24条中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第31条第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録本則に次の1章を加える。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行

うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（第32条において準用する場合を含む。）及び第15条第28号（第32条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月7日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 2 4 号

対馬市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

対馬市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防
支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め
る条例(平成 2 7 年対馬市条例第 5 7 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 基準該当介護予防支援に関する基準 (第 3 5 条)」
を「第 5 章 基準該当介護予防支援に関する基準 (第 3 5 条)

第 6 章 雑則 (第 3 6 条) 』に改め
る。

第 3 条に次の 2 項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の
ため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を
実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっ
ては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他
必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 5 条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設
置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防
支援事業所」という。)」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指
定に係る事業所ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当た

る必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イに規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。
- 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第1項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電

磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第13条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「この章及び次章の規定」の次に「（第33条第29号の規定を除く。）」を加える。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施す

ること。

第24条中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- （2）当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- （3）当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第31条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1

号を加える。

- (3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第9号中「招集して行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第16号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

第33条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第35条において準用する場合を含む。）及び第33条第27号（第35条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によるこ

とができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月7日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 25 号

対馬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

対馬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年対馬市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 節 運営に関する基準（第 197 条—第 203 条）」を
「 第 4 節 運営に関する基準（第 197 条—第 203 条）
第 10 章 雑則（第 204 条） 」に改める。

第 4 条に次の 2 項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 7 条第 5 項中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とし、同条第 6 項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第 8 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 10 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的記録、磁気的方式その

他人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第25条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第33条に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第33条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第33条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時

対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第34条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第35条中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又は利用者の家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければならない。）」を加える。

第41条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、

定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条第2項第2号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
第48条に次の5項を加える。

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) 指定短期入所生活介護事業所

(2) 指定短期入所療養介護事業所

(3) 指定特定施設

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。第49条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第52条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない

第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第57条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第58条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、

同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 5 2 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 6 0 条中「第 2 9 条」の次に「、第 3 3 条の 2」を加え、「第 4 1 条及び第 4 2 条」を「第 4 1 条から第 4 2 条まで」に、「第 3 4 条及び第 3 5 条中」を「第 3 3 条の 2、第 3 4 条、第 3 5 条及び第 4 1 条の 2 中」に改める。

第 6 0 条の 4 ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 6 0 条の 9 中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 6 0 条の 1 2 中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(1 0) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 6 0 条の 1 3 第 3 項中「ならない。」の次に「その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政

令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第60条の15に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第60条の16第2項中「必要な」を「次に掲げる」に、「講ずるよう努めなければならない。」を「講じなければならない。」に改め、同項に次の3号を加える。

(1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第60条の17第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第60条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の20中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第41条」の次に「、第41条の2」を加え、「第35条中」を「第33条の2、第35条及び第41条の2中」に改める。

第60条の22中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第41条」の次に「、第41条の2」を加え、「第35条中」を「第33条の2、第35条及び第41条の2中」に改める。

第60条の26第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の32中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その

際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条の36中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の38第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第60条の39第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第60条の32第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の40中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を、「この場合において、」の次に「第33条の2及び第41条の2中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、」を加える。

第63条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第66条第2項中「介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部

を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第67条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削り、「従事することができるものとする。」の次に「なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第71条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第72条第1項中「及び次条」を削る。

第74条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 8 1 条中「第 2 9 条」の次に「、第 3 3 条の 2」を加え、「第 4 1 条、第 4 2 条」を「第 4 1 条から第 4 2 条まで」に、「第 3 5 条中」を「第 3 3 条の 2、第 3 5 条及び第 4 1 条の 2 中」に改める。

第 8 3 条第 6 項の表中「指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」に改め、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、」の次に「指定地域密着型通所介護事業所又は」を加え、「、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を削る。

第 8 4 条第 1 項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第 1 号二に規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第 3 項中「第 1 9 3 条第 2 項」を「第 1 9 3 条第 3 項」に改める。

第 8 8 条中「担当者を召集して行う会議」を「担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」に改める。

第 9 3 条第 5 号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第

6号中「前項」を「前号」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第94条第2項中「第13条各号」を「第15条各号」に改める。

第101条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第102条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあつては、次期の市町村介護保険事業計画の終

期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第107条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第107条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催しなければならない。

第108条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第109条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に、「第35条中」を「第33条の2、第35条及び第41条の2中」に改める。

第111条第1項中「必要な数以上とする。」の次に「ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護

事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。」を加え、同条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第112条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第114条第1項中「その数は1又は2とする。」を「その数は1以

上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）とする。」に改め、同項ただし書を削る。

第118条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「定期的に外部の者による」を「定期的に次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第122条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加え、同条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第123条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第124条第3項中「確保しなければならない。」の次に「その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを

防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第126条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第128条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第129条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に、「第35条中」を「第33条の2、第35条及び第41条の2中」に改める。

第131条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号イの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第132条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第139条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第146条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第147条第4項中「その研修の機会を確保しなければならない。」の次に「その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第148条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第149条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第150条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「第41条、第42条」を「第41条から第42条まで」に改め、「第106条第1項から第4項まで」の次に「及び第107条の2」を加え、「第35条中」を「第33条の2及び第35条中」に改める。

第152条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第152条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書中「指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び

看護職員(第188条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)
)を除き、」を削り、同条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第3号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、「又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)」を削り、同項第4号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第153条第1項第6号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

第158条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第159条第6項中「召集して行う会議」を「招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」に改める。

第162条中「定地域密着型介護老人福祉施設」を「指定地域密着型介護老人福祉施設」に改める。

第164条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第164条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第164条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第167条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第168条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第168条の2中「第152条第1項第1号に掲げる医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第169条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第170条第3項中「その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。」の次に「その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条

に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第172条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「まん延の防止のための研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第173条を次のように改める。

(協力医療機関等)

第173条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師

が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第176条第1項第3号中「事故発生の防止のための委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第178条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を加え、「及び第106条第1項から第4項まで」を「、第106条第1項から第4項まで及び第107条の2」に、「第35条中」を「第33条の2、第35条及び第41条の2中」に改める。

第181条第1項第1号ア（イ）中「おおむね10人以下としなければならない。」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。」に改め、同号ア（ウ）中「次のいずれかを満たすこと。」を「10.65平方メートル以上とすること。」に改め、同号ア（ウ）に次のただし書を加える。

ただし、（ア）ただし書きの場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第181条第1項第1号ア（ウ） a 及び b を削る。

第183条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第187条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

（9） 虐待の防止のための措置に関する事項

第188条第4項中「その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。」の次に「その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密

着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第190条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を、「第106条第1項から第4項まで」の次に「、第107条の2」を加え、「第35条中」を「第33条の2、第35条及び第41条の2中」に改める。

第192条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第11項ただし書中「前項」を「第7項」に改める。

第193条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第198条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第202条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第203条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第41条」の次に「、第41条の2」を加え、「第99条及び第101条」を「第99条、第101条」に改め、「第107条まで」の次に「及び第107条2」を加え、「第35条中「看護小規模多機能型居宅介護従業者」とあり」を「第33条の2、第35条及び第41条の2中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」に改める。

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の22、第60条の40、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。)、第116条第1項、第137条第1項及び第156条第1項(第190条におい

て準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月7日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 26 号

対馬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

対馬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年対馬市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 88 条—第 91 条）」を

「 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 88 条—第 91 条）

第 5 章 雑則（第 92 条）

に改める。

第 4 条に次の 2 項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 7 条第 1 項ただし書中「又は同一敷地内にある」を削る。

第 9 条第 1 項中「これらの事業所又は施設」の次に「（第 11 条第 1

項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第10条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。））」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第11条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削り、「従事することができるものとする。」の次に「なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第12条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。））」に改める。

第28条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項中「その研修の機会を確保しなければならない。」の次に「その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉

士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定)

第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練

の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第33条中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第38条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第38条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第41条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
第41条第2項に次の1号を加える。

(7) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
第43条中第14号を第16号とし、第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第45条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を「指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」に改め、「随時対応型訪問介護看護事業所、」の次に「指定地域密着型通所介護事業所又は」を加え、「、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を削り、同条第7項中「（以下」の次に「この章において」を加える。

第46条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対

応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援事業（同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第73条第2項」を「第73条第3項」に改める。

第50条中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第54条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第58条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市町村が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市町村が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第64条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第65条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第66条中「第29条」の次に「、第29条の2」を加え、「第36条まで、第38条（第4項を除く。）」を「第40条まで（第38条第4項を除く。）」に、「、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。」を「同項、第29条第3項及び第4項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、

「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。」に改める。

第72条第1項中「(宿直勤務を除く。)をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を、「必要な数以上とする。」の次に「ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。」を加え、同条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。))との密接な

連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第73条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第75条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第79条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。）」を加える。

第80条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加え、同条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第81条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第82条第3項中「その研修の機会を確保しなければならない。」の次に「その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、

法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第84条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第86条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第87条前段中「第27条」の次に「、第29条の2」を加え、「、第38条（第4項を除く。）、第39条」を「から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）」に、「第63条」を「第62条の2」に改め、同条中「「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」

を加え、「、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第88条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第66条及び第87条において準用する場合を含む。）及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定

において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月7日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 27 号

対馬市漁港管理条例の一部を改正する条例

対馬市漁港管理条例（平成 16 年対馬市条例第 171 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第 20 条第 1 項中「権限」を「権原」に、「又は占用の許可を受けた者」を「若しくは占用の許可を受けた者又は法第 43 条第 4 項に規定する認定計画実施者（法第 44 条第 1 項に規定する認定計画において法第 42 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第 50 条第 1 項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」に改め、同項ただし書中「同条第 4 項」を「法第 39 条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 28 号

対馬市国際ターミナル条例の一部を改正する条例

対馬市国際ターミナル条例（平成 22 年対馬市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表新巖原港国際ターミナルの項を削る。

第 11 条第 1 項第 1 号中「100 円」を「250 円」に改め、同項第 2 号中「200 円」を「500 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 29 号

対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

対馬市道路占用料徴収条例（平成 16 年対馬市条例第 193 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 項を第 6 項とし、第 3 項の次に次の 2 項を加える。

4 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前 3 項の規定により算定した額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

5 占用料の額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

占用物件		単位	占用料
法第 3 2 条第 1 項第 1 号に 掲げる 工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	4 3 0 円
	第 2 種電柱		6 7 0 円
	第 3 種電柱		9 0 0 円
	第 1 種電話柱		3 9 0 円
	第 2 種電話柱		6 2 0 円
	第 3 種電話柱		8 5 0 円
	その他の柱類		3 9 円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	4 円
	地下に設ける電線その他の線類		2 円

	路上に設ける変圧器	1個につき1年	380円
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	230円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	780円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	590円
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	780円
法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		35円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		70円
	外径が0.3メートル以上0.		93円

	4メートル未満のもの				
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				160円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				230円
	外径が1メートル以上のもの				470円
法第3条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	2円
			その他のもの		8円
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1本につき1年	620円
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	390円	
地下に設けるもの		230円			
その他のもの					780円
法第3条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルに	780円
法第3条	地下街	階数が1のもの		平方メートルに	Aに0.

2条第 1項第 5号に 掲げる 施設	及び地 下室		つき1年	004を 乗じて得 た額
		階数が2のもの		Aに0. 006を 乗じて得 た額
		階数が3以上のもの		Aに0. 007を 乗じて得 た額
	上空に設ける通路			290円
	地下に設ける通路			180円
	その他のもの			780円
	法第3 2条第 1項第 6号に 掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し 、一時的に設けるもの		占用面積1平 方メートルに つき1日
その他のもの		占用面積1平 方メートルに つき1月	59円	
道路法 施行令 (昭和 27年 政令第	看板(ア ーチで あるも のを除 く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平 方メートルに つき1月	59円
		その他のもの	表示面積1平 方メートルに	590円

479号) 第7条第1号に掲げる物件			つき1年	
	標識		1本につき1年	620円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6円
		その他のもの	1本につき1月	59円
	幕（道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	59円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	590円
		その他のもの		290円
	道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	59円
	道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設			78円

建築物及び同条第7号に掲げる施設		
------------------	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、占用の許可を受けているものの
占用料の額については、改正前の条例の例による。

令和6年3月7日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 30 号

対馬市立博物館条例の一部を改正する条例

対馬市立博物館条例（令和 2 年対馬市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

博物館に館長を置き、館長は非常勤とすることができる。

第 4 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により非常勤の館長を置く場合は、副館長を置く。

第 5 条第 1 項中「館長」を「常勤の館長又は副館長（以下「常勤館長等」という。）」に改め、同条第 2 項中「館長」を「常勤館長等」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 非常勤の館長は、博物館の事業について指導、助言を行う。

3 常勤館長等が不在のときは、常勤館長等が指定する職員がその職務を代行する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 3 1 号

対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例

対馬市公園等設置条例（平成 1 8 年対馬市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

三宇田キ キャンプ場	テント（6 人）	1 張	1 日	3, 7 7 0 円	炊事道具・ 食器付
	テント（6 人用・高規 格）	1 張	1 日	5, 2 3 0 円	炊事道具・ 食器無 全てのテン トサイトで 利用可
	附属品（6 人）	1 式	1 日	5 2 0 円	
	テントサイ ト	1 箇所	1 日	1, 5 7 0 円	
	バーベキュ ーセット	1 式	1 日	5 2 0 円	
	シェラフ	1 袋	1 日	5 2 0 円	

」を

「

三宇田キ キャンプ場	バンガロー （6 人）	1 戸	1 日	6, 2 8 0 円	エアコン、 炊事道具・
---------------	----------------	-----	-----	------------	----------------

				食器付
テント（6人）	1張	1日	3,770円	炊事道具・食器付
附属品（6人）	1式	1日	520円	
テントサイト	1箇所	1日	1,570円	
オートキャンプ場テントサイト	1箇所	1日	2,090円	
バーベキューセット	1式	1日	520円	
シェラフ	1袋	1日	520円	

」に

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月7日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 3 2 号

対馬市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 対馬市水道事業の設置等に関する条例（平成 1 6 年対馬市条例第 2 0 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

対馬市水道事業及び漁業集落排水事業の設置等に関する条例

第 1 条の見出し中「水道事業の」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 漁港及び周辺水域の水質の保全並びに漁業集落の環境衛生の向上を図るため、漁業集落排水事業を設置する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(漁業集落排水事業における法の適用)

第 1 条の 2 地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号。以下「令」という。）第 1 条第 2 項の規定により、漁業集落排水事業に法の規定の全部を適用する。

第 2 条第 1 項中「水道事業」を「水道事業及び漁業集落排水事業（以下「水道事業等」という。）」に改め、同条第 2 項中「給水区域、給水人口及び 1 日最大給水量」を「水道事業の経営の規模」に、「別表」を「別表第 1」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 漁業集落排水事業の経営の規模は、別表第 2 のとおりとする。

第 3 条第 1 項中「地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。以下「法」という。）」を「法」に、「地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号。以下「令」という。）」を「令」に、「水道事

業」を「水道事業等」に改め、同条第2項中「水道事業」を「水道事業等」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条第1項中「対馬市水道事業」を「水道事業等」に改める。

第7条中「水道事業」を「水道事業等」に改める。

第8条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に、「水道事業」を「水道事業等」に改める。

第9条の見出し中「負担付き」を「負担付き」に改め、同条中「水道事業」を「水道事業等」に、「負担付き」を「負担付き」に、「価格」を「価額」に改める。

第10条第1項中「水道事業」を「水道事業等」に、「10月1日」を「、10月1日」に改め、同条第2項中「業務」の次に「の状況」を加え、同項第3号中「水道事業」を「水道事業等」に改める。

第11条中「水道事業」を「水道事業等」に改める。

別表中「一日最大給水量」を「1日最大給水量」に改め、「対馬市」を削り、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

名称	給水区域	処理人口 (人)	1日最大処理 水量(立方メー トル)
漁業集落排水 事業	厳原町 阿連	650	210
計		650	210

(対馬市集落排水処理施設条例の一部改正)

第2条 対馬市集落排水処理施設条例（平成16年対馬市条例第174号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

対馬市漁業集落排水処理施設条例

第1条中「対馬市集落排水処理施設」を「対馬市漁業集落排水処理施設」に改める。

第3条第4号中「市長」を「管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改め、同条第6号中「使用料徴収」を「料金徴収」に改める。

第4条及び第5条ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第8条第1項第2号中「規則」を「規程」に改め、同項第3号中「市長」を「管理者」に改める。

第9条第1項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項及び第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第10条ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第11条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「対馬市集落排水処理施設排水設備指定工事店規則（平成16年対馬市規則第91号）」を「対馬市漁業集落排水処理施設排水設備指定工事店規程（令和6年対馬市企業管理規程第 号）」に改める。

第12条から第14条までの規定、第15条第1項及び第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第15条第2項第3号中「規則」を「規程」に改める。

第17条第1項及び第2項ただし書、第18条、第19条並びに第20条第1項及び第4項ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第21条の見出し中「使用料」を「料金」に改め、同条第1項中「

市長」を「管理者」に、「使用料」を「料金」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「使用料」を「料金」に改め、同条第3項中「使用料」を「料金」に改める。

第22条の見出し及び同条第1項中「使用料」を「料金」に改め、同条第2項第1号ただし書から第3号までの規定中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項及び第4項中「使用料」を「料金」に改め、同条第5項中「市長」を「管理者」に、「使用料」を「料金」に改め、同条第6項中「市長」を「管理者」に、「使用料」を「料金」に改める。

第23条中「市長」を「管理者」に、「使用料」を「料金」に改める。

第24条中「市長」を「管理者」に改め、同条第1号中「使用料」を「料金」に改める。

第25条及び第26条中「市長」を「管理者」に改める。

第27条中「規則」を「規程」に改める。

第29条中「市長」を「管理者」に、「使用料」を「料金」に改める。

(対馬市水道条例の一部改正)

第3条 対馬市水道条例（平成16年対馬市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「対馬市水道事業の設置等に関する条例」を「対馬市水道事業及び漁業集落排水事業の設置等に関する条例」に改める。

第3条第2号ただし書、第35条第2項ただし書及び第38条第2号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(対馬市部設置条例の一部改正)

第4条 対馬市部設置条例（平成17年対馬市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

第2条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

別表対馬市役所厳原庁舎の項中

「

建設部
水道部

」を「

建設部

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（対馬市集落排水処理施設特別会計条例の廃止）
- 2 対馬市集落排水処理施設特別会計条例（平成16年対馬市条例第80号）は、廃止する。
（対馬市集落排水処理施設特別会計に属する権利義務の帰属）
- 3 対馬市集落排水処理施設特別会計に属する権利義務は、令和5年度の収入及び支出に係るものにあつてはその出納の閉鎖の際に、その他のものにあつてはこの条例の施行の際に対馬市漁業集落排水事業会計に帰属するものとする。

令和6年3月7日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 33 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年対馬市条例第 52 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 7 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- 1 取得する財産 小学校教師用指導書（下地区）
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 29,098,740 円
- 4 取得の相手方 住所 長崎県対馬市美津島町雞知乙 387 番地 11
氏名 (株) 酒井文海堂
代表取締役 酒 井 正 幸

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 6 年 3 月 7 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- 1 住 所 対馬市厳原町
- 2 氏 名 すとう しげあき
主藤 繁明
- 3 生年月日 XXXXXXXXXX

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和6年3月7日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- 1 住 所 対馬市美津島町
- 2 氏 名 ひらやま じゅんじゅ
平山 順寿
- 3 生年月日 XXXXXXXXXX